

ツインシティ大神地区土地区画整理 組合設立準備会ニュース

平成25年10月 ツインシティ大神地区土地区画整理組合設立準備会発行

第11号

清秋の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。また、日頃より本準備会へのご協力とご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、準備会では組合設立認可に向けて、事業計画(案)の検討や県、市などの関係機関との協議を継続的に行っているところです。本ニュースでは、これまでの活動に進展が見られた内容を地権者の皆様へご報告するとともに、既にお知らせしている本地区の立地企業予定者からの計画提案概要についてご紹介いたします。

今後とも皆様の変わらぬご理解とご協力をお願いいたしますとともに、ご健康とご多幸をお祈り申し上げます。

ツインシティ大神地区土地区画整理組合設立準備会 会長 福田文雄

1. 平塚市からの助成金 1.26 億円が予算化されました

本年9月の平塚市議会において「ツインシティ整備推進事業」として、ツインシティ大神地区土地区画整理組合設立準備会への助成金として1.26億円が予算化されました。

これにより事業の短縮を図ることを目的とした、組合設立前の事業計画案および想定換地設計案の検討をし、皆様へのご説明および意見を伺いながら事業実施への判断をしていただく本同意の取得等、組合設立認可に向けて必要となる準備を早期に進めてまいります。

2. 施行地区となるべき区域公告の申請をしました

準備会では、去る10月9日に開催しました第50回準備会において、組合設立認可に向けた手続きとして、土地区画整理法第19条第1項の規定に基づく、施行地区となるべき区域の公告の申請書について承認し、翌10日に当該区域を管轄する平塚市長へ申請しましたことをご報告いたします。

平塚市で下記のとおり、施行地区となるべき区域の公告が行われる予定です。施行区域内に未登記の借地権がある方は、平塚市に申告してください。

なお、地権者の皆様にはお手数ではございますが、借地権を有する方へお知らせくださるようお願い申し上げます。

ツインシティ大神地区の施行地区となるべき区域の縦覧および借地権の申告（予定）

【縦覧期間】平成25年11月1日（金）～平成25年11月15日（金）

【縦覧場所】平塚市役所本庁舎4階 都市整備課

【借地権の申告の内容】区域内に未登記の借地権（建物の所有を目的とする地上権及び土地の賃借権）がある場合は、平塚市に所有者と借地権者の連署で申告してください。

【申告期間】平成25年11月1日（金）～平成25年12月2日（月）

○申告の様式など、問い合わせは、平塚市役所都市整備課 0463-23-1111（内線2602、2604）へ

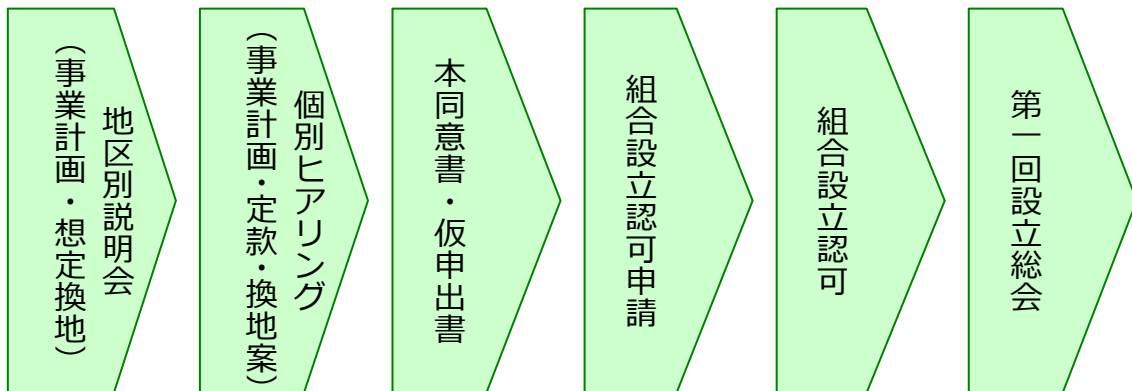
4. 今後の活動（予定）



準備会では、第3回ヒアリングで皆様にお聞きした土地活用意向を踏まえ、事業計画（案）および想定換地設計（案）の作成を進めています。今後は、立地企業予定者より提案された土地の購入価格および借地賃料の情報提供と併せ、年内を目標に地区別説明会の開催をし、皆様に説明をさせていただきたいと考えております。

日時等が決まり次第、改めてご案内させていただきますので、よろしくお願いたします。

今後の主なスケジュール（予定）



5. *** 準備会ホームページを開設しました ***



準備会では、10月28日よりホームページを公開しております。下記のアドレスよりアクセスしてください。

今後は、準備会ニュースとあわせて、準備会の活動報告や立地企業予定者および施工予定業者の募集などに活用するとともに、順次ホームページに掲載していく予定ですので、ぜひご覧くださいますようよろしくお願いいたします。

URL <http://twin-ookami.jimdo.com/>



*** ツインシティ相談コーナーの日程のお知らせ ***

11月20日（水）、12月18日（水）に開催予定（第三水曜日午後）

（13時30分～16時00分の予定）多くの方のお越しをお待ちしております。

連絡先 神奈川県 環境共生都市課 ツインシティ整備推進センター：0467(72)6352(直通)
平塚市 都市整備課：0463(23)1111(代表) 内線 2602

【お問い合わせ】

〒254-0012 平塚市大神 2551-1

日本測地設計株式会社 平塚大神分室（準備会委託コンサルタント）

TEL 0463(79)8401 [平日9:00~17:00] 担当者：木村・渡部・横路

わたべ よこし